



監査告示第17号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年11月24日に実施した
定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和2年12月24日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

令和2年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

社会教育課 令和2年11月24日

2. 監査の場所

33会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果について後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年1月22日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

業務委託契約について、落札者からの契約関係書類の提出が遅延しているものが確認されました。契約関係書類は、落札の通知を受けた日から7日以内に提出されなければ、その落札の効力を失うこととなります。当該契約では3月11日に落札を通知しており、3月17日までに書類の提出が必要でしたが、3月24日提出と遅延していました。

本来であれば、契約は締結できず、入札保証金相当の見積金額5%の違約金を納付してもらい、見積執行を再度やり直すこととなります。また、この事業者は指名停止となります。

【注意事項】

- ・契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認されました。

シルバー人材センターと特命随意契約した業務委託について、事務手続きに不備のあるものが確認されました。施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、当該契約を行う場合、宇佐市契約事務規則第44条の2により「発注見通し」及び「契約の締結状況」を公表することとなっています。「発注見通し」は事務処理されていましたが、「契約の締結状況」がなされていませんでした。

契約締結後、速やかに契約結果の調書を作成し、「契約の締結状況」として市のホームページ等に公表すべきでした。

【要望事項】

- ・該当なし

令和2年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

介護保険課 令和2年11月24日

2. 監査の場所

33会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果について後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年1月22日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

- ・該当なし

【注意事項】

- ・契約事務について

「令和2年度包括的支援事業委託」の委託料について、算定した根拠の説明が不足しているものが確認されました。算定基準が①高齢者1人当たり2,000円、②規定職員1人当たり1,800,000円となっていますが、その1人当たりの金額を算定した根拠が不明確です。

また一方、現在、高齢者人口は増加傾向にありますが、将来的に減少に転じると推測されています。当該算定基準の場合、業務内容に変更がないにも関わらず、将来的に高齢者人口が減少に転じた際、委託料は年々減算されていくという不合理が生じる可能性があります。算定方法の見直しを検討してください。

【要望事項】

- ・長期継続契約の検討について

契約件数が多いようですが、長期継続契約に移行可能なものはありませんか。例えば、契約期間を3年もしくは2年とすることで契約時期を分散し、年度当りの契約件数を減らすことができ、事務の軽減につながりますので検討してください。

令和2年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象、期日

健康課 令和2年11月24日

2. 監査の場所

33会議室

3. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの令和2年度事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及しました。

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼し、担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し監査を実施しました。

5. 監査の結果

監査の結果について後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その具体的結果を令和3年1月22日（金）までに文書により報告してください。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処してください。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてください。

【指摘事項】

- ・「インフルエンザ相互乗り入れ予防接種事業」について

当該事業契約における接種料金の単価について、医師会の会員である医療機関で統一された金額となっています。そのため、個々の医療機関が接種料金を自らの判断で自由に設定することができず、かえって市民の不利益につながるおそれがあります。また、他県において医師会が接種料金を決定し、会員である医療機関に周知していたことに対して、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反すると判断された事例もあります。相互乗り入れについては全国的にも広まっており、市民の利便性向上や受診者数の増加につながると思われ、仕組自体は良い取り組みです。

競争が制限されることのないよう、より良い方法を検討してください。

【注意事項】

・契約事務について

- ①「令和2年度国保人間ドック・脳ドック・若人健診業務委託」について、回議書（契約締結伺書）等の年間支出見込額の記載に誤りが確認されました。年間支出見込算出に用いた若人健診料の単価が、契約書添付の明細書等の単価ではなく間違っていたためと考えられますので、回議書及び算出表を訂正してください。
- ②「令和2年度バランスレシピア集印刷製本請負」について、特命随意契約で執行されていますが、随意契約理由書等の説明からは、その契約相手先を特定した理由が不明確です。第三者にもわかりやすい書類作成を心がけてください。

【要望事項】

・該当なし